

❖中国の労災保険



弊社の中国工場で、日本から派遣している当社従業員が、業務中に怪我をしたという報告がありました。中国の労災保険制度はどうなっているのか説明してください。



外務省の海外在留邦人数調査統計（平成28年要約版）によると、中国に在住する日本人は131,161人で、そのうち、民間企業関係者は103,804人で、本人が72,680人、同居家族が31,124人ということです。

これほど多くの邦人が中国で生活を営んでいるということは、現地においても日本人自身の労災事故も発生していると思われます。

中国の社会保険制度については、2011年7月1日より施行された「社会保険法」に基づき、同年10月15日から外国人労働者も社会保険加入を適用されることになりました。結果として、中国では社会保険の一つである労災保険にも加入することになりました。

1. 労災保険の制度概要

中国における労災法制度は、上位に全人代が制定した法律としての社会保険法があり、その下に国務院が制定した行政法規としての労災保険条例、さらにその下に省級人代が制定した地方性法規としての労災保険条例が存在します。また、これらを補足するものとして全人代常務委員会の授権と法律の規定によって法規範が付与された最高人民法院の司法解釈があります。

中国の労災保険は、日本とほぼ同様に、業務上の死亡・傷害事故、業務時間中または出退社時の交通事故等に対して給付が行われます。保険料は企業だけが納付し、労働者は納付する必要はありません。

保険給付対象者は中華人民共和国国内の企業、事業単位、社会团体、民間非企業単位、基金会、法律事務所、会計士事務所等の組織に属す労働者および個人事業主に雇われる労働者です（労災保険条例第2条）。国有企業の正規労働者だけではなく、民間企業の労働者、使用者と労働関係にある臨時工、農民工などあらゆる者が含まれます。業務災害、通勤災害および職業病に罹患した労

働者にはすみやかな治療が保証され、条件付きではありますが医療費の前払いも可能です。第三者行為災害において、相手方が逃亡し、労災補償責任を追及することが困難な状況下においても、労災保険から先行給付が行われます。

労災保険料の徴収および給付は、労災保険基金が担当しています。同基金は使用者が納付する労災保険料、労災保険基金の利息および法定の労災保険基金のその他の資金により運営されています（労災保険条例第7条）。保険料率は業種ごとに分かれています。収支均衡の原則に従い、さらに企業所在地、労災発生率、労災保険金の使用状況等により変動します。基本的には保険料は賃金総額の0.2%～1.9%とされています（「労災保険料の調整に関する政策的通知」2015年7月22日、人社部発〔2015〕71号）。

労災保険給付は3種類の給付類型に区分されます。医療給付、障害給付および死亡給付です。主な内容としては、医療費実費、後遺障害手当、介護手当、入院時食事手当、義足などの補助器具購入費、葬祭費などがあります。

2. 労災認定事由

労災は、通常の「労災」と「みなし労災」の2種類に分かれます。まず、通常の労災については次の事由に該当した場合、労災認定されます。

- (1) 勤務時間中および勤務場所内において、業務上の事由により事故にあい負傷した場合
- (2) 勤務時間の前後に勤務場所内において、業務と関係のある準備または片付けの性質をもつ業務に従事していて事故にあい負傷した場合
- (3) 勤務時間中および勤務場所内において、業務上の職務を履行したことにより暴力等の突発的な傷害を受けた場合
- (4) 職業病に罹患した場合
- (5) 業務出張期間に、業務上の事由により負傷または事故が発生して行方不明になった場合
- (6) 通勤途中に、本人に主たる責任のない交通事故あるいは都市軌道交通、旅客運送フェリーもしくは列車事故にあい負傷した場合
上記(6)の通勤については、以下が含まれます。
 - ① 合理的な時間内に職場と住所、主な居住地、会社宿舎の間の合理的な経路を往復して出退勤をしている途中
 - ② 合理的な時間内に職場と配偶者、父母、子女の居住地の間の合理的な経路を往復して出退勤をしている途中

- ③ 日常の生活に属し、生活上必要な活動に従事していて、かつ合理的な時間内に合理的な経路で出退勤をしている途中
- ④ 合理的な時間内にその他合理的な経路によって出退勤をしている途中
みなし労災については、次の事由に該当した場合、みなし労災認定されます。
 - (1) 勤務時間中および勤務部署で、突然発病し死亡または48時間以内に応急手当をしたにもかかわらず死亡した場合
 - (2) 災害救助等の国の利益、公共の利益を守る活動中に負傷した場合
 - (3) 労働者が以前に軍隊での兵役中に戦闘、公務により負傷して身体障害が残り、革命身体障害軍人証を取得しており、使用者に勤務後に古傷が再発した場合

労災或いはみなし労災に認定されない事由としては次のものがあります。

- (1) 犯罪または治安管理に違反したことにより死傷した場合
- (2) 酩酊して死傷に至った場合
- (3) 自傷または自殺

3. 職業病

職業病とは企業、事業主のもとで働く労働者が業務活動中に、粉塵、放射性物質およびその他の有毒、有害物質等の因子によりもたらされる疾病を指します。職業病は一種の慢性傷害として現れることから、実務においては労災（負傷）よりも認定が難しくなります。そこで、専門の医療機関の診断を経ることになります。職業病の範囲は法律または管轄行政官庁が規定する職業病のリストに記載されている疾病のみです。現在、職業病は10類、計132種類あります（「職業病分類及び目録」2013年12月23日、国衛疾控発〔2013〕48号）。

4. 労災認定申請手続

労働者に事故による負傷が発生し、または職業病防止法の規定にしたがい職業病と診断・鑑定されたときは、所属事業所は事故負傷発生の日または職業病と認定・鑑定された日から30日以内に、労災保険の管轄の社会保険行政部門に対して労災認定申請を提出しなければなりません。特殊な事情があるときは、社会保険行政部門の同意を得て申請期限を適宜延長することができます。使用者が前項の規定どおりに労災認定申請を提出しないときは、被災労働者またはその直系親族、労働組合組織は事故負傷発生の日または職業病と診断・鑑定された日から1年以内に、使用者所在地の統括地区の社会保険行政部門に対して直接労災認定申請を提出することができます。

管轄行政官庁は、権利義務関係が明確なものについては、労災認定申請を受け取ってから15日以内に労災認定の判断を行います。それ以外のものについては、労災認定申請を受け取ってから60日以内に労災認定の判断を行います。ただし、権利義務関係が明確なものについては15日以内に労災認定の判断を行います。行政官庁は労災認定から20日以内に、労災認定決定書又は労災不認定決定書を被災労働者（又は親族）及び使用者に送達します。併せて社会保険取扱機構に写しを送達します。

5. 労災認定申請書類

労災認定申請の提出にあたっては、次の資料を提出しなければならないとされています。

- (1) 労災認定申請表
- (2) 使用者との間に雇用関係（事実上の雇用関係を含みます）が存在することの証明資料（労働契約書のコピーまたは労働関係締結のその他の有効な証明書がこれに当たります）
- (3) 医療診断証明または職業病診断証明書（または職業病診断鑑定書）

労災認定申請表には、事故発生の時間、場所、発生原因および労働者の負傷の程度等の基本的状況を含まなければなりません。労災認定申請者が提出した資料に不備があるときは、社会保険行政部門は1回に限り書面で労災認定申請者に対して補正の必要がある資料をすべて告知しなければなりません。申請者が書面告知の要求に従い資料を補正したときは、社会保険行政部門はこれを受理しなければなりません。社会保険行政部門は受理するときには、申請者に書面で告知し、受理しないときには、理由を説明しなければなりません。

6. 労働能力鑑定手続

労災が認定され、被災労働者が治療を経て傷害状況が比較的安定した後、後遺障害が存在し、または労働能力が影響を受けている場合、使用者、被災労働者またはその直系親族が、区が置かれる市クラスの労働能力鑑定委員会に申請し、労災認定決定および労働者の労災医療に関係する資料を提出しなければなりません。これに対し、区が置かれる市クラスの労働能力鑑定委員会が、労働能力鑑定申請を受け取った日から60日以内に労働能力鑑定結論を下さなければならず、必要があれば労働能力鑑定結論を下す期限を30日間延長することができます。労働能力鑑定の結論は、鑑定を申請した事業所と個人にすみやかに送達しなければなりません。

被災労働者、使用者は区が置かれる市クラスの労働能力鑑定委員会が下した鑑定結論に不服の場合、当該鑑定結論を受け取った日から15日以内に、省・自治区・直轄市労働能力鑑定委員会に対して再鑑定申請を提出することができます。省・自治区・直轄市労働能力鑑定委員会が下す労働能力鑑定結論を、最終的な結論とします。労働能力鑑定結論が下された日から1年経過後に、被災労働者またはその直系親族、所属事業所または受託機関が、身体障害状態に変化が生じたと認めるときは、労働能力再検査鑑定を申請することができます。再鑑定は、初鑑定と同じく60日以内（必要な場合30日間延長）に結論を出さなければなりません。

労働能力鑑定とは労働機能の障害の程度および生活の自活の程度等の等級鑑定を指します。労働能力鑑定結果は、11段階に分かれています。労働能力障害なし11級、労働能力障害10級、労働能力障害9級……労働能力障害1級（1級が一番重い）。自力で生活できない障害は3等級に区分、全く自力で生活できない、大部分自力で生活できない、一部自力で生活できない、という3等級に分かれます。

7. 不服申立

被災労働者またはその直系親族、使用者は労災申請不受理の決定または労災の認定決定に不服があるときには、行政再審査請求（行政復議法）を申し立てまたは行政訴訟（行政訴訟法）を起こすことができます。労災保険条例第55条によれば、次の一に該当するときは、関係事業者と個人は法により行政不服審査を申し立てることができ、不服審査決定を不服とするときは、法により行政訴訟を提起することができます。

- (1) 労災認定を申請した労働者またはその直系親族、当該労働者の所属事業所が、労災認定結論を不服とする場合
- (2) 使用者が、受託機関が決定した事業所の保険料納付料率を不服とする場合
- (3) サービス取決めを締結した医療機関、補助器具配置機関が、受託機関が関係取決めまたは規定を履行していないと認める場合
- (4) 被災労働者またはその直系親族が、受託機関が査定した労災保険給付に異議がある場合

上記のことを踏まえて、対応されるとよいと思います。

（小玉 潤・永浦 聡）